

第 325 回月例会報告・報告概要

開催日：2014 年 6 月 28 日

報告者：池田佳史（弁護士、栄光総合法律事務所）

テーマ：違約金条項と破産法 53 条による解除

報告者コメント：賃貸借契約や請負契約において一方当事者に破産手続きが開始された場合、破産管財人から破産法 53 条により契約が解除されることがある。契約に違約金条項が定められている場合に、違約金条項が常に適用されるとすれば他の破産債権者の犠牲が大きすぎる場合があろうし、逆に常に適用されないとすれば当事者の意思に反することになる。そこで、どのような場合に適用され、その範囲はどうかについて、判例の立場を検討してみた。

報告概要

0 はじめに

1 違約金条項と損害賠償の予定

2 破産手続開始決定後の破産者の契約の相手方に対する債務の性質

- ・賃貸借契約の借主破産の場合→破産法 56 条 2 項＝財団債権
- ・請負契約の注文主破産の場合→明確な規定なし

【判例】東京地判平成 21・7・28WESTLAW（保管管理業務委託料、月額固定荷役料などに破産法 148 条 1 項 8 号の適用）

3 請負契約の注文主からの解除の場合の違約金条項

- ・請負人破産の事例

【判例】名古屋高判平成 23・6・2 金法 1944・127（第 1 審：武生簡判平成 22・1・13、原審：福井地判平成 23・6・2） 契約の解釈から破産法 53 条による解除には適用なしと判示

4 賃貸借契約の借主からの解除の場合の違約金条項

【判例】名古屋高判平成 12・4・27 判時 1748・134（第 1 審：名古屋地判平成 11・10・28）

①違約金条項は、合理的なものである場合には破産による影響なし

②相殺については合理的な期待の範囲に限定（破産債権者全体の公平）

【判例】東京地判平成 20・8・18 判時 2024・37

原告（借主破産管財人）の破産法 53 条 1 項に基づく解除について違約金条項が適用された事例

5 相殺禁止との関係

6 学説等

- ・研究者による直接の言及は見当たらない。裁判実務・実務家による見解のみ

(1) 適用否定説

- ・違約金条項は無効→破産法 54 条 1 項の損害賠償（破産債権）の可能性あり

(2) 適用制限説

- ・違約金自体は有効→敷金等との相殺の場合は合理的に範囲に限定

(3) 適用肯定説

- ・違約金条項は有効→敷金等との相殺可

8 むすびにかえて

- ・約定解除か破産法 53 の解除の違い
- ・破産債権か財団債権か